



「山の日」創設の影響 (IRSME15024)

平成 27 年 12 月 1 日 神村美紗

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 43 号）が平成 26 年 5 月 30 日に公布され、「国民の祝日」として新たに「山の日」が設けられることになった。この改正は平成 28 年 1 月 1 日から施行され、「国民の祝日」の年間日数は 16 日となる。

■ 国民の祝日

国民の祝日は、国民の祝日に関する法律のもと「自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築き上げるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、または記念する日を定める日」という趣旨にて定められている。定められている祝日のうち「春分の日」および「秋分の日」は、法律で具体的に月日が明記されずにそれぞれ「春分日」、「秋分日」とされており、国立天文台が毎年 2 月に翌年の「春分の日」、「秋分の日」を官報で公表していることはあまり知られていない。法の施行当初は年間 9 日しか国民の祝日はなかったが、法改正によって少しずつ増え、今回の改正で年間 16 日にまで増えている。また、平成 10 年には、祝日の一部を月曜日に移すというハッピーマンデー制度の創設により、大型連休も実現している。

表. 国民の祝日

1 月 1 日	元旦	7 月の第 3 月曜日	海の日
1 月の第 2 月曜日	成人の日	8 月 11 日	山の日
2 月 11 日	建国記念の日	9 月の第 3 月曜日	敬老の日
春分日	春分の日	秋分日	秋分の日
4 月 29 日	昭和の日	10 月の第 2 月曜日	体育の日
5 月 3 日	憲法記念日	11 月 3 日	文化の日
5 月 4 日	みどりの日	11 月 23 日	勤労感謝の日
5 月 5 日	こどもの日	12 月 23 日	天皇誕生日

■ 「山の日」創設の影響

平成 28 年から 8 月 11 日が「山の日」として祝日になるが、就業規則で国民の祝日を所定休日に設定している会社については、従業員が取得する権利のある年間休日日数が 1 日増加す

平成 27 年 12 月 1 日

(IRSME15024)「山の日」創設の影響

ることになる。もともと 8 月はお盆休みもあるため営業日数が少ないという会社も多いが、そこからさらに 1 日休日が増加するのだ。稼働日が減ることにより、影響がでる会社もあるだろう。また、残業代の基礎になる時間単価の計算には 1 年間の所定労働に数を用いるが、所定休日が増えると所定労働日数が減り、1 時間あたりの金額は高くなる。「山の日」の創設に伴い、単純に休暇が増えたことを喜ぶ従業員がいる反面、中小企業には労働力の低下と割増賃金の増加という 2 つの影響が考えられる。また、平成 28 年 4 月 1 日の施行に向けた調整が行われている労働基準法改正案に盛り込まれている年次有給休暇の取得促進において、時季を指定して有給休暇を 5 日間与えなければならぬとされているが、これまでも有給休暇の取得促進としてこのお盆休みの時期を指定していた企業も多いのではないだろうか。有給休暇取得の促進が叫ばれる中、所定休日が増えるために有給休暇が取得しにくくなってしまいう可能性も考えられる。有給休暇取得が促進されないため、せめて祝日を増やすことにより所定休日を増やそうという目論見もあるかもしれないが、同時期に改正となる労働基準法の遵守が徹底されるかという疑問は高まる。

■ まとめ

お盆休みや年末年始、大型連休の時期は観光地や娯楽施設、交通機関などにおける経済効果は非常に大きい。しかし、企業側の視点からすると従業員の労働力低下や人件費の増大などの問題がある。この点からすると全従業員の所定休日を増やすことになる公休を増やすよりも、有給休暇が取得しやすい環境をつくる方が企業にとってはプラスといえるだろう。国としても経済的影響を考えると祝日を増やす施策よりも、有給休暇取得促進のための具体的施策や補助を実現していく必要があるのではないだろうか。(了)